

(別紙)

## 平成26年度実地指導における主な指摘事項 (東濃圏域)

### 目 次

訪問系サービス	.....	1
通所系サービス	.....	3
居住系サービス	.....	6
福祉用具貸与・販売	.....	7
居宅介護支援	.....	9
施設サービス	.....	10

	種類	区分	項目	根拠	指摘事項
1	訪問介護	1 人員	サービス提供責任者	条例第77号第6条第4項	常勤のサービス提供責任者が、併設の有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅のスタッフを兼ねていた。サービス提供責任者が兼務できるのは同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問看護事業等の業務に限られているので、サービス提供責任者を原則専従とすること。
2	訪問介護	1 人員	訪問介護員	条例第77号第6条第1項	訪問介護員等の員数は、常勤換算方法で2.5人以上確保すること。
3	訪問介護	1 人員	サービス提供責任者	条例第77号第6条第2項	サービス提供責任者は、利用者の数が40人又はその端数を増すごとに、1人以上の者を配置すること。毎月の利用者の数（3か月の平均値）を把握し、配置基準を満たしているか確認すること。（常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定訪問介護事業所であって、当該事業所のサービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合を除く。）
4	訪問介護	3 運営	訪問介護計画	基準要綱第3の1の(3)のイ、第4の3の(1)のイ(ア)	訪問介護計画に担当する訪問介護員等の氏名の記載がない事案があった。また、介護予防訪問介護計画に所要時間、日程の記載のない事案があった。記載すること。
5	訪問介護	3 運営	重要事項説明書	条例第77号第9条第1項	サービス提供の開始に際しては、あらかじめ、運営規程の概要等の重要事項を記した文書を利用者等に交付し、同意を得ること。また、重要事項説明書には、事故発生時の対応等についても記載すること。
6	訪問介護	3 運営	訪問介護計画の作成	条例第77号第24条第2項、第3項	サービス提供責任者は訪問介護計画を作成するとき、すでに居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成すること。訪問介護計画を変更するときも同様である。
7	訪問介護	3 運営	訪問介護計画の作成	条例第77号第24条第2項、第3項	訪問介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、作成した訪問介護計画等を利用者に交付すること。訪問介護計画を変更するときも同様である。
8	訪問介護	3 運営	勤務体制の確保	条例第77号第30条第1項	勤務表上は常勤専従となっている訪問介護員の勤務時間に、近接する有料老人ホーム職員としての勤務時間が含まれていることが確認された。訪問介護員としての勤務の体制（日々の勤務時間、常勤・非常勤の別など）を定め、勤務表上において明確にすること。
9	訪問介護	3 運営	掲示	条例第77号第32条	重要事項として掲示している「運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制など」に変更があったときは、掲示物を最新のものに変更すること。
10	訪問介護	3 運営	秘密保持	条例第77号第33条第1項	秘密保持に関して従業者から誓約書を提出させることになっているが、確認できなかったので、必要な措置を講じること。
11	訪問介護	3 運営	秘密保持	条例第77号第33条第2項	利用者及び家族の個人情報を用いる場合は、利用者だけでなく、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ること。
12	訪問介護	3 運営	苦情処理	条例第77号第36条第2項	苦情を受け付け、苦情内容等を記録するときは、相談日や記録者、処理内容などを確実に記録すること。
13	訪問介護	3 運営	変更届	介護保険法第75条第1項	法施行規則で定める事項に変更があったときは10日以内に、その旨を届け出ること。（特に役員の変更について忘れやすい。）
14	訪問介護	3 運営	領収書	H25.1.25厚生労働省老健局総務課事務連絡	領収書に医療費控除の対象となる額を明示すること。
15	訪問介護	3 運営	領収書	介護保険法第41条第8項	事業者は、指定訪問介護やその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際は、領収証を交付すること。

	種類	区分	項目	根拠	指摘事項
16	訪問介護	4 報酬	初回加算	告示第19号別表の1の二の注	初回加算は利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日に属する月に指定訪問介護を行った場合又は当該指定訪問介護事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日に属する月に指定訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に算定できるが、サービス提供責任者が訪問していない事案があった。算定の見直しを行い、過誤調整を行うこと。
17	訪問介護	4 報酬	初回加算	告示第19号別表1に注	訪問介護計画が作成されていなかったり、作成しても同意を得ないまま指定訪問介護等を提供し、初回加算を算定していた。初回加算は新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して指定訪問介護を提供した場合に加算すること。
18	介護予防訪問介護	3 運営	介護予防訪問介護計画の作成等	条例第78号第41条第2項第4号	介護予防訪問介護計画書におけるモニタリング時の月1回の介護予防支援事業者への報告は、サービス提供の実績だけでなく、利用者の状態についても報告すること。
19	訪問看護	3 運営	重要事項説明書	条例第77号第73条(第9条第1項準用)	利用者へ交付する重要事項を記した文書に、事故発生時の対応について記載がされていなかったため、記載すること。
20	訪問看護	3 運営	秘密保持	条例第77号第73条(第33条準用)	サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書によって得ておくこと。
21	訪問看護	4 報酬	2人の看護師等による訪問看護費の算定	告示第95号第5	2人の看護師等で訪問看護を行うことについて、利用者又はその家族等の同意を得ていない事案があった。同時に複数の看護師等により訪問看護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ること。
22	訪問看護	4 報酬	緊急時訪問看護加算	老企第36号第2の4(15)①	緊急時訪問看護を行う場合には当該加算を算定する旨の説明を要するが、説明した記録を確認できなかった。当該事業所の看護師等が訪問看護を受けようとする者に対して、当該体制にある旨及び計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行った場合には当該加算を算定する旨を説明し、同意を得ること。
23	訪問看護	4 報酬	ターミナルケア加算	告示第96号「厚生労働大臣が定める基準」第8ロ	ターミナルケアに係る計画等について利用者及びその家族に対して説明した記録が確認できなかった。主治の医師との連携の下に、ターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得ること。
24	訪問看護	4 報酬	特別管理加算	老企第36号第2の4(16)	「真皮を越える褥瘡の状態にある者」に対して、1週間に1回以上褥瘡の状態を観察・アセスメント・評価をすることで、1ヶ月に1回であった。特別管理加算を算定する場合は1週間に1回以上観察・アセスメント・評価を行い、記録すること。
25	訪問リハビリテーション	3 運営	心身の状況等の把握	条例第77号第82条(第14条準用)	利用者の心身の状況等の把握について、書面で確認できない事例があった。サービスの提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めること。
26	訪問リハビリテーション	3 運営	研修の機会の確保	条例第77号第82条(第30条第3項準用)	理学療法士等の資質の向上のために、その研修の機会を確保すること。
27	訪問リハビリテーション	3 運営	会計の区分	条例第77号第82条(第39条準用)	事業所の会計が区分されていなかった。指定訪問リハビリテーション事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問リハビリテーションの事業の会計とその他の事業の会計を区分すること。

	種類	区分	項目	根拠	指摘事項
1	共通	3 運営	掲示	条例第77号第134条（第32条第1項準用）	事業所において重要事項の掲示がされていなかった。事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。
2	共通	3 運営	秘密保持	条例第77号第103条、第134条（第33条第2項準用）	個人情報を用いる場合の同意書において、利用者の同意は得ているが、家族の同意を得ていない事例があった。利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。
3	共通	3 運営	重要事項説明書	条例第77号第103条（第9条準用）	重要事項説明書に、運営規程の概要、通所介護従業者の勤務の体制、事故発生時の対応について記載されていなかったため、記載すること。
4	共通	3 運営	領収証	H25.1.25厚生労働省老健局総務課事務連絡	交付されている領収証に、医療費控除の対象となる額が明示されていなかったため、明示すること。
5	共通	3 運営	領収証の交付	介護保険法第41条第8項	領収証が交付されていなかった。指定通所介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際は、当該支払をした被保険者に対し領収書証を交付すること。
6	通所介護	1 人員	生活相談員	条例第77号第92条第1項第1号	指定通所介護の提供日ごとに、当該通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間帯の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されていない日が確認されたので、基準に従い必要な数を配置すること。
7	通所介護	3 運営	勤務体制の確保	条例第77号第98条第1項、第2項	機能訓練指導員の勤務時間が明確になっていなかった。通所介護事業所での勤務と、その他事業所での勤務を明確にするとともに、通所介護事業所の従業者によって通所介護を提供すること。
8	通所介護	3 運営	勤務体制の確保	条例第77号第98条第1項	勤務表は単に勤務日がわかるだけでなく、常勤・非常勤の別、管理者と介護職員、看護職員と機能訓練指導員の兼務関係等を明確にして、記載すること。
9	通所介護	2 設備	設備	条例第77号第93条	食堂及び機能訓練室の面積が不明確であった。面積を明確にするとともに、変更がある場合は変更届を提出すること。また、相談室であった部屋が用途変更されており、相談室が無い状態となっていた。遮蔽物等の設置等により相談の内容が漏れいしないよう配慮された相談室を設けること。
10	通所介護	3 運営	通所介護計画の作成等	条例第77号第96条第2項第1号	通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿って作成すること。
11	通所介護	3 運営	通所介護計画の作成等	条例第77号第96条第3項	通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況を記録すること。
12	通所介護	3 運営	非常災害対策	条例第77号第100条	消防計画に基づき避難訓練を実施すること。
13	通所介護	3 運営	変更届	介護保険法第75条第1項	法施行規則で定める事項に変更があったときは10日以内に、その旨を届け出ること。（特に役員の変更について忘れやすい。）
14	通所介護	3 運営	通所介護計画の同意	条例第77号第96条第2項第2号	通所介護計画の同意日が、当該計画のサービス開始後の日付となっている事案があった。通所介護計画の作成に当たっては、その内容について、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得てサービスを開始すること。



	種類	区分	項目	根拠	指摘事項
15	通所介護	3 運営	通所介護の具体的取扱い	条例第77号第95条、 基準要綱第3-6(3)イ (エ)	通所介護は事業所内でサービスを提供することが原則であり、事業所の屋外でサービスを提供する場合は、「あらかじめ通所介護計画に位置付けられていること、効果的な機能訓練等のサービスが提供できること」の条件を満たす場合に限定されている。事業所の屋外でのサービス提供は例外であり、実施する場合は上記条件を確実に満たすこと。
16	通所介護	3 運営	心身の状況等の把握	条例第77号第103条 (第14条準用)	利用者の心身の状況等について記載された文書等を確認することができない事例があった。指定通所介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めること。
17	通所介護	3 運営	通所介護の提供	条例第77号第95条第 2項第1号	通所介護の提供時間中に、サービス担当者会議が開催され、利用者本人が出席している事例があった。通所介護の提供時間中は、通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。
18	通所介護	3 運営	秘密保持	条例第77号第103条 (第33条第1項準用)	従業者の秘密保持については就業規則により措置されていたが、退職後については措置されていなかった。従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずること。
19	通所介護	3 運営	研修	条例第77号第98条第 3項	事業開始以来、従業者に対する研修が行われていなかった。従業者の資質向上のために、研修の機会を確保すること。
20	通所介護	3 運営	利用定員の遵守	条例第77号第99条	利用者数を確認したところ、定員超過した日があった。利用定員を遵守すること。
21	通所介護	4 報酬	個別機能訓練計画	告示第25号11ロ (2)、老企第36号第2 の7(7)⑤	個別機能訓練計画が、多職種で共同して作成されていることが確認できなかった。機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者の生活機能向上に資するよう利用者ごとの心身の状況を重視した個別機能訓練計画を作成すること。また、個別機能訓練計画に実施時間が記載されていなかったため、明記すること。
22	通所介護	4 報酬	口腔機能向上加算	告示第19号別表6の 注10ニ、老企第36号 第2の7(11)⑤ニ	口腔機能改善管理指導計画の進捗状況の評価を、介護支援専門員等に情報提供していなかった。利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的（概ね3月ごと）に評価し、その結果について、当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師、主治の歯科医師に対して情報提供すること。
23	介護予防通所介護	3 運営	運営規程	条例第78号第97条	介護予防通所介護に関する運営規程が作成されていないので整備すること。
24	介護予防通所介護	3 運営	介護予防通所介護計画の作成等	条例第78号第105条 第2項第4号	介護予防通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該予防計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状態等について、介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告すること。
25	介護予防通所介護	4 報酬	運動器機能向上加算	告示第127号別表6ハ 注、老計発・老振 発・老老発第 0317001号別紙1第2 の7(2)	一部の利用者について、運動器機能向上計画の進捗状況を適切な時期に評価していないため、概ね3月間を目安に作成した計画期間にずれが生じ、当該計画が作成されていない月に運動器機能向上加算を算定していることが確認された。加算は計画を策定してから算定すること。
26	介護予防通所介護	4 報酬	運動器機能向上加算	告示第127号別表6ハ 注ニ、老計発第 0317001号・老振 発第0317001号・老 老発第0317001号別 紙1第2の7(2)③オ	利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況が定期的に評価されていなかった。利用者の短期目標に応じて、概ね1月間ごとに、利用者の当該短期目標の達成度と客観的な運動器の機能の状況についてモニタリングを行うとともに、必要に応じて、運動器機能向上計画の修正を行うこと。

	種類	区分	項目	根拠	指摘事項
27	介護予防通所介護	4 報酬	運動器機能向上加算	老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号別紙1第2の7(2)③カ	運動器機能向上計画に定める実施期間（概ね3月間程度）終了後に、利用者ごとに、長期目標の達成度及び運動器の機能の状況について、事後アセスメントを実施し、その結果を当該利用者に係る介護予防支援事業者に報告すること。
28	通所リハビリテーション	3 運営	会計区分	条例第77号第134条（第39条準用）	事業所の会計が区分されていなかった。指定通所リハビリテーション事業所ごとに経理を区分するとともに、指定通所リハビリテーションの事業の会計とその他の事業の会計を区分すること。
29	通所リハビリテーション	3 運営	居宅介護支援事業者等との連携	条例第77号 第134条（第64条第1項準用）	利用者の居宅サービス計画の内容を確認できない事例があった。サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者との密接な連携に努めること。
30	通所リハビリテーション	3 運営	通所リハビリテーション計画の作成	条例第77号第129条第2項第1号	通所リハビリテーション計画は、居宅サービス計画に沿って作成すること。
31	通所リハビリテーション	3 運営	通所リハビリテーション計画の同意	条例第77号第129条第2項第2号	通所リハビリテーション計画の同意が得られていない事例があった。通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。
32	通所リハビリテーション	3 運営	勤務体制の確保	条例第77号第134条（第98条第1項準用）	月ごとの勤務表が作成されていなかった。また、医師の勤務が不明確であった。従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にした勤務表を作成すること。
33	通所リハビリテーション	4 報酬	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	告示第19号別表の7のニ注	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）を算定する場合においては、指定通所リハビリテーションを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であることを毎年度確認し、記録に残すこと。

	種類	区分	項目	根拠	指摘事項
1	短期入所生活介護	3 運営	短期入所生活介護計画の作成等	条例第77号第143条第2項、第3項	短期入所生活介護計画について、利用者に説明はしたものの家族に会えていないとの理由で、書面による同意を得ていないものが確認されたので、同意を得るとともに、同意を得た計画を利用者に交付すること。
2	短期入所生活介護	3 運営	身体拘束廃止に向けた取組	条例第77号第142条第5項	身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。身体的拘束を行うにあたっては、漫然と行うことなく、個人の尊厳を最大限重視し、必要な手続を慎重に、且つ、きめ細かく行ったうえで実施するとともに、常に廃止に向け、施設全体で取り組むこと。
3	短期入所生活介護	4 報酬	サービス提供体制強化加算（I）	老企第40号第2の2(14)の①)	毎年3月に当該加算の算定要件である介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合を算出し、次年度について要件を満たしているか確認すること。（当該年度の実績が6月に満たない場合を除く。）
4	短期入所生活介護	3 運営	変更届	介護保険法第75条第1項	法施行規則で定める事項に変更があったときは10日以内に、その旨を届け出ること。（特に役員の変更について忘れやすい。）
5	ユニット型短期入所生活介護	3 運営	短期入所生活介護計画の作成等	条例第77号第167条（第143条準用）	相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成すること。
6	ユニット型短期入所生活介護	3 運営	秘密保持	条例第77号第167条（第33条準用）	サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくこと。
7	ユニット型短期入所生活介護	3 運営	利用料等の受領	老企第54号、事務連絡「その他の日常生活費」に係るQ&A	「その他の日常生活費」の受領は、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行うこと。また、サービス提供の一環として実施する行事のうち、利用者等が全員参加する定例行事における材料費等は保険給付の対象に含まれるので「その他の日常生活費」として徴収しないこと。
8	特定施設入居者生活介護	3 運営	重要事項説明書	基準要綱第3-10(2)ウ	重要事項説明書に、介護居室、食堂及び機能訓練室の具体的な広さが記載されていなかったため記載すること。
9	特定施設入居者生活介護	3 運営	サービス提供の記録	条例第77号第208条第1項	サービス提供の記録として、利用者の被保険者証に特定施設サービスの開始年月日が記載されていなかった。サービスの開始に際しては、当該開始年月日を記載すること。
10	特定施設入居者生活介護	3 運営	防災対策の強化	老総発0420第1号「介護保険施設等における防災対策の強化について」5、6	避難訓練は年2回実施されていたが、夜間を想定した訓練は実施されていなかった。有効な避難訓練の実施として、夜間（想定）における訓練も併せて実施すること。
11	特定施設入居者生活介護	3 運営	掲示	条例第77号 第221条（第32条準用）	事業所において重要事項の掲示がされていなかった。事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、特定施設従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。

	種類	区分	項目	根拠	指摘事項
1	福祉用具貸与・特定福祉用具販売	1 人員	勤務体制の確保	条例第77号第244条、第256条(第98条第1項準用)	勤務状況はタイムカードで把握していたが、管理者のタイムカードが作成されていなかった。また、月ごとの勤務表が作成されていなかった。全職員について勤務状況を明確にするるとともに、原則として月ごとの勤務表を作成すること。
2	福祉用具貸与・特定福祉用具販売	3 運営	秘密保持	条例第77号第244条、第256条(第33条第2項準用)、第237条、第249条(第32条第2項準用)	個人情報を用いる場合の同意書に利用者の同意を得ているが、家族の同意を得ていない事例があった。利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ること。
3	福祉用具貸与・特定福祉用具販売	3 運営	福祉用具貸与計画、特定福祉用具販売計画の作成	基準条例第77号第237条第1項、第2項第1号、第254条第1項第1号	福祉用具貸与計画、特定福祉用具販売計画が作成されていない事例があった。福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画、特定福祉用具販売計画を作成すること。福祉用具貸与と特定福祉用具販売の両サービスの利用がある場合は、計画を一体のものとして作成すること。また、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成すること。
4	福祉用具貸与・特定福祉用具販売	3 運営	居宅介護支援事業者等との連携	条例第77号第244条、第256条(第15条第1項、第17条準用)	指定特定福祉用具販売において、利用者の居宅サービス計画の内容を確認できない事例があった。サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。
5	福祉用具貸与・特定福祉用具販売	3 運営	運営規程	条例第77号第238条、第256条(第238条準用)、介護保険法第75条第1項	福祉用具貸与について、運営規程の内容が変更されていた。届出事項に変更があったときは、10日以内に、その旨を届け出ること。また、特定福祉用具販売については、事業所で運営規程が保管されていなかった。運営規程を整えるとともに、届出事項に変更がある場合は、10日以内に届け出ること。
6	福祉用具貸与・特定福祉用具販売	3 運営	研修の機会の確保	条例第77号第239条、第256条(第239条準用)	専門相談員の資質向上のために、福祉用具(特定福祉用具)の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせること。
7	福祉用具貸与	1 人員	管理者	条例第77号第244条(第7条準用)	管理者は、同一敷地内ではない事業所の業務を兼務しないこと。管理者は、専らその職務に従事する常勤の者を置くこととなっており、兼務できるのは当該事業所の他の職務に従事する場合か、同一敷地内にある他の事業所、施設の職務に従事する場合のみである。
8	福祉用具貸与	3 運営	秘密保持	条例第77号第244条(第33条準用)	事業者は当該事業所の従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、誓約書の提出を義務付けたり就業規則を整備すること。また、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。
9	福祉用具貸与	3 運営	受給資格の確認	条例第77号第244条(第12条第1項準用)	福祉用具貸与の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証により、被保険者資格、要介護認定又は要支援認定の有無及び認定の有効期間を確認すること。
10	福祉用具貸与	3 運営	変更届	介護保険法第75条第1項	法施行規則で定める事項に変更があったときは10日以内に、その旨を届け出ること。(特に役員の変更について忘れやすい。)
11	福祉用具貸与	3 運営	福祉用具貸与計画	条例第237条第1項、第239条第1項	福祉用具貸与計画については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載することになっているが、記載されていない事例があった。計画書の様式を見直し、記載すること。



	種類	区分	項目	根拠	指摘事項
12	福祉用具貸与	3 運営	重要事項説明書	要綱第3-11(3)㉞(第3-1(3)㉞準用)	福祉用具貸与の重要事項説明書に、運営規程の概要、事故発生時の対応について記載されておらず、従業者の員数、通常の事業の実施地域の記載に誤りがあった。必要事項を正しく記載すること。
13	福祉用具貸与	3 運営	サービス提供の記録	条例第77号第244条(第20条準用)、第250条	福祉用具貸与を提供した際には、提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名、居宅介護サービス費の額その他必要な事項を書面に記載すること。また、特定福祉用具販売を提供した際においても、その提供日、提供した具体的なサービスの内容、その他必要な事項を書面に記載すること。サービス提供の記録については、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供すること。
14	福祉用具貸与	3 運営	領収書の交付	介護保険法第41条第8項	福祉用具貸与については、被保険者に対し、領収証が交付されていなかった。福祉用具貸与その他のサービス提供に要した費用につき、その支払いを受ける際は、当該支払いをした被保険者に対し領収証を交付すること。
15	福祉用具貸与	3 運営	衛生管理	条例第77号第241条第4項	福祉用具貸与について、福祉用具の保管・消毒を委託により他の事業者に行わせていたが、当該事業者の業務の実施状況について、定期的に確認した結果が記録されていなかった。確認結果を記録するとともに、当該事業者に指示を行う場合は文書により行うこと。
16	特定福祉用具販売	3 運営	心身の状況等の把握	条例第77号第244条、第256条(第14条準用)	指定特定福祉用具販売において、利用者の心身の状況等について記載された文書等を確認することができない案件があった。サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めること。
17	特定福祉用具販売	3 運営	福祉用具販売計画の同意	条例第77号第254条第2項、第3項、第251条第2項第2号、第3号	福祉用具販売計画の作成に当たって、その内容を利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る必要があるが、同意が得られていない事案があった。また、その計画を交付していなかった。福祉用具販売計画については利用者の同意を得て、交付すること。
18	特定福祉用具販売	3 運営	重要事項説明書の交付	条例第77号第256条(第9条第1項準用)、第249条(第9条第1項準用)	特定福祉用具販売について、利用者へ交付する重要事項を記した文書が存在しなかった。サービス提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ること。

	種類	区分	項目	根拠	指摘事項
1	居宅介護支援	1 人員	勤務体制の確保	省令第38号第19条第1項、老企第22号第2の3(12)①	勤務については出勤簿で管理していたが、押印されていない箇所があった。原則として月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、他の職種との兼務関係等、勤務体制を明確にすること。
2	居宅介護支援	3 運営	指定居宅介護の具体的な取扱方針	省令第38号第13条、老企第22号第2の3(7)	居宅サービス計画を作成したときは、当該計画に位置付けた指定居宅サービス等の担当者に交付すること。
3	居宅介護支援	3 運営	モニタリング	省令第38号第13条第13号、老企第22号第2の3(7)⑬、算定基準別表イの注2、留意事項第3の6	モニタリングが実施されていない月があった。該当月からモニタリングが実施されるに至った月の前月まで運営基準減算として所定単位数を減算し、過誤調整を実施すること。
4	居宅介護支援	3 運営	居宅介護サービス計画	省令第38号第13条第9号及び第10号、老企第22号第2の3(7)⑨及び⑩、老企第36号第3の6	ケアプラン原案への文書による同意がないこと及びサービス担当者会議が開催されていないことが確認された。該当月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで運営基準減算として所定単位数を減算し、過誤調整を実施すること。
5	居宅介護支援	3 運営	暫定の居宅サービス計画	省令第38号第13条、老企第22号第2の3(7)	新規で要介護認定の申請を行った利用者が認定結果の確定までの間に介護サービスを利用するため暫定の「居宅サービス計画」を作成した場合でも、利用者に説明して同意を得ること。
6	居宅介護支援	3 運営	重要事項説明書	老企第22号第2の3(1)	利用者に交付する重要事項を記した文書において、運営規程の概要、秘密の保持、事故発生時の対応、苦情処理の体制について記載されていなかったため、記載すること。
7	居宅介護支援	3 運営	居宅サービス計画の説明、同意	省令第38号第13条第1項第9号、第10号、老企第22号第2の3(7)⑨、⑩	居宅サービス計画について、サービス担当者会議日より前に、利用者の同意が得られているケースがあった。サービス担当者会議で担当者から専門的な見地からの意見を求めた原案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。
8	居宅介護支援	3 運営	秘密保持	省令第38号第23条第3項	サービス担当者会議等において、利用者等の個人情報を用いる場合の同意が文書で得られていなかった。利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。
9	居宅介護支援	3 運営	会計の区分	省令第38号第28条	居宅介護支援事業所の会計と、隣接する通所介護事業所の会計が区分されていなかった。事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援事業の会計とその他の事業の会計とを区分すること。
10	居宅介護支援	3 運営	アセスメント	省令第38号第13条第1項第6号、老企第22号第2の3(7)⑥	アセスメントについては、独自の様式によって行われていたが、国が定める課題分析標準項目を満たしていなかった。アセスメントにおける課題分析の方法は、平成11年11月12日老企第29号の別紙4に示される課題分析標準項目によって行うこと。
11	居宅介護支援	4 報酬	初回加算	老企第22号第3の9	運営基準減算の状態にある場合は、初回加算を算定しないこと。
12	居宅介護支援	4 報酬	特定事業所集中減算	算定基準別表イ注6、留意事項第3の10	毎年度2回、判定期間（前期「3月1日から8月末日まで」及び後期「9月1日から2月末日まで」）における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象として判定資料を作成し、特定事業所集中減算に要件に該当するか確認すること。また作成した判定資料は2年間保存すること。（注：現在は5年間）
13	居宅介護支援	4 報酬	特定事業所集中減算	告示第20号別表イ注6、老企第36号第3の10	訪問介護、通所介護又は福祉用具貸与が位置付けられた居宅サービス計画のうち、最もその紹介件数の多い法人を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算するに当たって、事業所ごとに計算しているため、法人ごとに計算すること。

	種類	区分	項目	根拠	指摘事項
1	介護老人福祉施設	3 運営	掲示	条例第79号第35条第1項	重要事項の掲示において、利用料に係る事項の記載が漏れていたのを追加すること。
2	介護老人福祉施設	3 運営	身体的拘束の取扱い	条例79号第16条第4項及び第5項並びに第28条第5号	やむを得ず身体的拘束等を行うことを決定した場合の拘束予定期間は、当該利用者の状態、モニタリングの時期等を総合的に勘案して必要最小限のものとし、モニタリングの結果さらに延長を必要とする場合には、その都度本人又は家族の同意を得る等の必要な手続を行うこと。
3	介護老人福祉施設	3 運営	非常災害対策	条例79号第32条、基準要綱第2の3(24)、貴施設消防計画	消火訓練及び避難訓練が消防計画に定められた時期に行われていなかったため、防火管理者の責務として、計画に基づき年2回（うち1回は夜間想定）を実施し、訓練結果を記録に残すこと。
4	介護老人福祉施設	3 運営	消防用設備の整備	条例79号第32条	消防用設備等点検結果において不良とされた設備等を速やかに改善すること。
5	介護老人福祉施設	3 運営	事故発生時の対応	条例79号第41条第2項、岐阜県健康福祉部「社会福祉施設等内事故・事件等対応マニュアル」	入所者の処遇により事故が発生した場合には、速やかに県、市及び入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。
6	介護老人福祉施設	3 運営	事故発生の防止	条例79号第41条第2項第3号、基準要綱第2の3(31)ウ及びエ	事故発生防止のための委員会が他の委員会の項目の一つとして開催されているので、他の委員会と独立して設置、運営すること。（感染対策委員会を除く。）また、安全管理の徹底を図るため、事故発生防止に関する定期的な教育（年2回以上）を行うこと。
7	介護老人福祉施設	4 報酬	介護職員処遇改善加算	告示第25号第22号、第62号（第4号イ(8)準用)	処遇改善に要した費用をすべての職員に周知していなかった。処遇改善の内容及び処遇改善に要した費用をすべての職員に周知すること。
8	介護老人保健施設	3 運営	利用料等の受領	老企第54号、事務連絡「その他の日常生活費」に係るQ&A	「その他の日常生活費」として実費相当額の範囲内で受領する場合は、利用者等の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを施設が提供する場合には費用として受領すること。
9	介護老人保健施設	3 運営	利用料等の受領	老企第54号「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」	「その他の日常生活費」の受領は、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものであるため、教養娯楽費を受領するにあたっては、その積算根拠を明確にしておくこと。
10	介護老人保健施設	3 運営	事故発生時の対応	岐阜県健康福祉部「社会福祉施設等内事故・事件等対応マニュアル」	介護サービスの提供中に、利用者の骨折・死亡等の事故、行方不明、感染症の集団発生等があった場合には、「岐阜県健康福祉部社会福祉施設等内事故・事件等対応マニュアル」の定めるところに従い、所定の様式により、発生した事故・事件の内容、今後の対応及び再発防止策等に関して、速やかに振興局（現・県事務所）福祉課及び保険者へ報告すること。
11	介護老人保健施設	3 運営	変更届	介護保険法第75条第1項	介護保険法第99条第1項に定める事項に変更があったときは10日以内に、その旨を届け出ること。
12	介護老人保健施設	3 運営	入所者に対する記録	条例第80号第12条第4項、第5項	入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、定期的に検討し、記録することになっているが、検討をした記録がなかった。また、検討に当たっては、医師、薬剤師、看護職員・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等の従事者間で協議することとなっているが、協議をしていることを確認できなかった。定期的に検討及び協議をして記録を残すこと。
13	介護老人保健施設	3 運営	身体拘束	条例第80号第16条第5項	身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由が記載されていない事案があった。記載すること。

	種類	区分	項目	根拠	指摘事項
14	介護老人保健施設	3 運営	身体拘束	老発第155号「身体拘束ゼロへの手引き」緊急やむを得ない場合の対応2(2)	身体拘束等を行う場合に、利用者本人や家族に対して身体拘束の内容等を説明し、理解を得る必要があるが、「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に説明内容に対する同意日と同意の署名が記載されていない事案があった。明確に同意を得ること。
15	介護老人保健施設	3 運営	重要事項	条例第80号第35条第2項	重要事項については、ホームページにも掲載するよう努めること。
16	介護老人保健施設	3 運営	施設サービス計画	条例第80号第17条第2項第5号	計画担当介護支援専門員がサービス計画の原案を作成した場合は、サービス担当者会議を開催し、各担当者の専門的見地から意見を求める必要があるが、意見を求めた記録が確認できなかった。意見を求めた記録を残すこと。
17	介護老人保健施設	3 運営	会計の区分	条例第80号第41条、条例第77号第189条（第39条準用）	介護保険施設サービスの事業の会計と指定短期入所療養介護の事業の会計が明確に区分されていなかった。平成13年3月28日付け老振発第18号厚生労働省老健局振興課長通知「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考に会計を区分すること。
18	介護療養型医療施設	3 運営	秘密保持	条例第83号第35条第2項、療養基準要綱第2の5(23)イ	個人情報の利用について「個人情報保護について」という文書により入院患者及びその家族等に説明されているとのことだが、文書による同意が確認できなかった。居宅介護支援事業者等に対して、入院患者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入院患者の同意を得ておくこと。
19	介護療養型医療施設	4 報酬	理学療法	老企第58号「特定診療費の算定に関する留意事項について」第2の9(1)	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、入所者ごとにリハビリテーション実施計画を作成すること。